

太田市デジタル金券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市（以下「市」という。）が発行するデジタル地域通貨としての太田市デジタル金券（以下「デジタル金券」という。）の流通を通して、市内における経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス化の推進を図ることを目的として実施する太田市デジタル金券事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル金券等 市が利用者に対しデジタル地域通貨事業を実施するシステム（以下「プラットフォーム」という。）により発行するデジタル金券及びポイントであって、利用者がこの要綱の規定に基づき加盟店において特定取引の決済に使用することができるものをいう。
- (2) ポイント 市が実施し、及び主催する事業に基づきプラットフォームにより発行されるものをいう。
- (3) 開発者 プラットフォームの開発者をいう。
- (4) システム利用規約 開発者が別に定める開発者が提供するプラットフォームの利用に当たり発行者及び使用者の遵守事項並びに開発者、発行者及び使用者の権利義務関係を定めたもの
- (5) ユーザー利用規約 開発者が別に定める開発者が提供するアプリケーションソフトウェアを利用するに当たり、ユーザーの遵守事項並びに開発者及びユーザーの権利義務関係を定めたもの
- (6) 発行システム 市がデジタル金券等の発行、管理等の目的で市の情報端末上において使用する、開発者が開発し市に提供するアプリケーションソフトウェアをいう。
- (7) 管理システム 加盟店がデジタル金券等による決済及び当該決済の情報を確認する目的で加盟店の情報端末上において使用する、開発者が開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいう。
- (8) 利用システム 利用者がデジタル金券等の発行を受け、当該デジタル金券等を利用する目的で利用者の情報端末上において使用する、開発者が開発し利用者に提供するアプリケーションソフトウェアをいう。
- (9) QR決済システム 開発者が運営管理するデジタル金券等の利用のためのQRコー

ド決済用のシステムをいう。

- (10) カード デジタル金券等の発行を受け、その利用のために市が利用者に対し交付する、QRコードが掲載されているカードをいう。
- (11) アプリ型 市が発行するデジタル金券等の発行形態のうち、利用システム上のQRコードと紐づく形でQR決済システム上にデジタル金券等が登録され、当該利用システム上のQRコードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより、又は加盟店が提示した加盟店情報が登録されたQRコードを利用者が読み取ることにより、登録されたデジタル金券等の利用が可能となる形態をいう。
- (12) カード型 市が発行するデジタル金券等の発行形態のうち、カード上のQRコードと紐づく形でQR決済システム上にデジタル金券等が登録され、当該カードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより、登録されたデジタル金券等の利用が可能となる形態をいい、磁気カード及び定額カードの2種類とし、定額カードの金額については、1,000円、3,000円、5,000円の3種類とする。
- (13) 加盟店 市による加盟店登録を受けた、特定取引を行う個人又は法人をいう。
- (14) 特定取引 市内において、デジタル金券等が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。）の購入、借受け又は役務の提供をいう。
- (15) 利用者 デジタル地域通貨事業において、市が発行し、又は個人が費用を負担して購入したデジタル金券等を加盟店で使用する個人をいう。
- (16) 使用者 デジタル地域通貨事業において、デジタル金券等を取り扱う加盟店及び利用者の総称をいう。

（発行者等）

第3条 デジタル金券等の発行及び管理は、市が行う。

2 デジタル金券等の運用については、開発者が提供するプラットフォームにて行うものとする。

3 デジタル金券等の一会計年度における発行額は、予算の範囲内とする。

（名称及び価値）

第4条 デジタル金券の名称は、OTACO（オタコ）とする。

2 デジタル金券の単位はcoinとし、その価値は1coin当たり1円とする。

3 ポイントの名称等については、発行する都度定めるものとする。

（有効期限）

第5条 デジタル金券等を使用できる有効期限（以下「有効期限」という。）は、発行する都度定めるものとする。

2 有効期限を経過したデジタル金券等は、失効し、使用されなかったデジタル金券等の払戻しはしないものとする。

（デジタル金券等の発行）

第6条 利用者は、市に対しデジタル金券等の発行を申し込むときは、次の方法によるものとする。

(1) 利用システムに登録し、当該システムからの申込み

(2) 所定の申込書による申込み

(3) その他市が認めたもの

2 市は、システム利用規約に基づき、次の方法によりデジタル金券等を発行するものとする。

(1) アプリ型の場合、市が発行システムを使用して、利用システムに表示されたQRコードを読み取り、発行システムに所定の情報を入力し、QR決済システム上に当該情報を反映させる方法

(2) カード型の場合、市がQR決済システムを通じて生成されるQRコードが掲載されているカードを利用者に交付し、カードに表示されたQRコードを読み取り、発行システムに所定の情報を入力し、QR決済システム上に当該情報を反映させる方法

(3) その他市が定める方法

3 市は、利用者による第1項の規定に基づくデジタル金券等の発行の申込みを承諾するときは、速やかに前項の規定に基づきデジタル金券等を発行するものとする。ただし、市の責めによらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害又は災害・事変等やむを得ない事由が発生した場合、デジタル金券等の発行を一時的に停止するものとする。

4 利用者は、発行されたデジタル金券等の残高を、アプリ型の場合は利用システム、カード型の場合はカード上に表示されたQRコードを管理システムにより読み取る方法又は開発者サイト上の残高確認専用ページにアクセスし、カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認するものとする。

5 デジタル金券等の発行に要する、利用者の携帯電話の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとする。

（デジタル金券等の使用）

第7条 利用者は、システム利用規約及びユーザー利用規約に同意の上、次の方法によりデジタル金券等を、加盟店との間の特定取引の決済に使用できるものとする。

- (1) 利用者が、利用システム又はカード上に表示されるQRコードを加盟店に提示し、加盟店が、管理システムを使用して当該QRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するデジタル金券等を減じる操作を行い、当該デジタル金券等がQR決済システム上自動的に減算される方法
- (2) 利用者が、利用システムを使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するデジタル金券等を減じる操作を行い、当該デジタル金券等がQR決済システム上自動的に減算される方法

2 前項に規定する使用のうち、次に該当するものには使用できないものとする。

- (1) 出資及び債務の支払
- (2) 現金との換金及び金融機関への預入れ
- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 国税、地方税等の公租公課
- (5) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）等の不動産に関わる支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）第2条に規定する営業のうち、同条第4項に規定する営業を除くものに係る支払
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるもの及び公序良俗に反するもの
- (10) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、デジタル金券等の有効期限を超えるもの
- (11) 各加盟店が使用を不可としたもの
- (12) その他取扱いが不適当と市が認めるもの

3 利用者は、事前にQRコードをキャプチャした画像その他利用システム、カード及びこれらに表示されるQRコードの複製物を提示する形でのデジタル金券等の利用をしてはならない。

4 利用者は、デジタル金券等利用取引の完了後、利用システム又はカード上に表示されたQRコードを情報端末により読み取る方法その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとする。

5 デジタル金券等の利用に要する、利用者の携帯電話の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとする。

(特定取引の取消し等)

第8条 利用者は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った特定取引を取り消し、又は解除することができないものとする。

2 利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店の責任において対応を行うものとする。

(払戻し)

第9条 利用者は、デジタル金券等の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできないものとする。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、利用システム、カード及びこれらにより表示されるQRコード並びにデジタル金券等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとする。

2 使用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1) 利用システム、カード及びこれらにより表示されるQRコード並びにデジタル金券等を複製し、改変し、又は公衆送信すること。

(2) 利用システム、カード及びこれらにより表示されるQRコード並びにデジタル金券等を偽造し、変造し、又は改ざんする等、不正な方法により使用すること。

(3) 利用者1人が、利用システム及びカードを併用すること。ただし、定額カード利用する場合は、この限りではない。

(4) マネーロンダリング、換金目的等で特定取引を行うこと。

(5) 違法又は公序良俗に反する目的でデジタル金券等の発行を受け、又は特定取引を行うこと。

(6) 申込みに際し、市に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること。

(7) その他この要綱の規定に反すること。

3 前項に規定するほか、デジタル金券等を不正に利用する行為（加盟店その他市が不適切と判断する行為をいう。）を利用者が行った場合又はそのおそれがあると市が認めた

場合、市及び加盟店は、利用者によるデジタル金券等の利用を認めないものとする。

- 4 使用者が第1項及び第2項の規定に違反し、カードを紛失し又はその他の理由によりデジタル金券等を第三者に利用される等して失った場合、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 5 使用者は、この要綱の規定に違反したことにより市又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害について一切の責任を負うものとする。
- 6 市は、第3項の規定に基づき実施した措置により使用者に損害が生じた場合、一切の責任を負わないものとする。
- 7 使用者は、自己の磁気カードを紛失したときは、直ちに別に定める方法により市に届け出るものとする。この場合において、使用者は磁気カードの再発行を希望する場合は、併せて申し出るものとし、市は、当該磁気カードの所有者であることの本人確認を行った上で、再発行する磁気カードに、紛失の届出時に発行システムにより確認できるデジタル金券等の残高のみを付与して交付するものとする。
- 8 使用者は、自己の磁気カードの紛失等により自己が所有するデジタル金券等の利用停止を希望するときは、別に定める方法により市に届け出なければならない。この場合において、市は、当該デジタル金券等の所有者であることの本人確認を行った上で、発行システムにより当該磁気カードの利用停止を行うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第11条 市は、デジタル金券等の発行又は利用に当たり収集された個人情報を次の各号に掲げる目的にのみ使用し、その管理、共同利用等について、適切に取り扱うものとする。

- (1) デジタル金券等の運営及びサービス提供
- (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
- (4) 使用者からの問合せ等に対する適切な対応
- (5) 個人を特定できない形の統計情報としての使用
- (6) その他前各号に掲げる使用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

- 2 使用者は、市がこの要綱に規定する事項に係る業務を市が指定する第三者に委託する場合において、市及び受託者が必要な措置を講じた上で、提供された個人情報を受託者に提供し、受託者が委託業務の範囲内で当該個人情報を使用することについて同意する

ものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、デジタル金券等を利用できないものとする。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当し、又は該当すると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有するデジタル金券等の残高について、利用資格を取り消すものとする。なお、市は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても責任を負わないものとする。

3 前項の場合、当該利用者の保有するデジタル金券等残高は失効するものとし、この場合において、市は、払戻しはしないものとする。

(加盟店の登録)

第13条 加盟店として登録できるものは、市内で店舗等を営む個人又は法人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その限りでない。

2 前項に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは、登録できないものとする。

- (1) 風営法第2条に規定する営業のうち、同条第4項に規定する営業を除くもの
- (2) 暴力団員等と関係を有するもの
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行うもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

3 第1項に規定するものが加盟店として登録しようとする場合は、システム利用規約及びユーザー利用規約に同意の上、次項に規定する内容を記載し、書面又は加盟店募集フォームにより申し込まなければならない。

4 市長は、前項の規定による登録の申込みを受けたときは、次の事項が適正に記載され、

又は入力されている旨を審査した上、受理し、加盟店の登録の証としてステッカー等を交付するものとする。

- (1) 代表者名
- (2) 店舗名
- (3) 店舗担当者氏名
- (4) 店舗住所
- (5) 店舗電話番号
- (6) 電子メールアドレス
- (7) カテゴリ
- (8) カード対応の可否
- (9) 振込先口座
- (10) その他市長が必要と認める事項

(加盟店の登録事項変更)

第14条 加盟店は、前条第4項各号に規定する事項に変更があったときは、速やかに書面又は加盟店募集フォームにより届け出なければならない。

(加盟店の遵守事項)

第15条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第13条第4項の規定に基づき交付されたステッカー等を店頭、敷地その他見やすい場所に掲示すること。
- (2) 特定取引において、デジタル金券等の利用を拒まないこと。
- (3) 現金とデジタル金券等を併用した取引を拒まないこと。
- (4) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(加盟店の登録辞退及び取消し)

第16条 加盟店は、第13条第4項の規定による登録を辞退するときは、辞退する日より1箇月前までに市長に申し出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すものとする。

- (1) 加盟店から前項に基づく申出があった場合
- (2) 加盟店が前条各号に定める事項に反する行為をした場合
- (3) 加盟店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (4) 加盟店が暴力団員等と関係を有している場合
- (5) その他市長が加盟店として不適当と認められる場合

(換金手続)

第17条 市は、第5条第1項に規定する有効期限内の特定取引において利用されたデジタル金券等の額面を加盟店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続を行うものとする。

2 前項の換金手続の期日は、別に定めるものとする。

(利用中止)

第18条 市は、デジタル金券等を適正に運営するために、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に通知することなく、デジタル金券等の発行又は特定取引の全部又は一部を停止し、又は中止することができる。この場合において、利用者は、デジタル金券等の全部又は一部を利用することができないものとする。

- (1) 市の責めによらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、災害又は事変等やむを得ない事由によりQR決済システムを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、QR決済システムを停止する必要がある場合
- (3) 使用者がこの要綱の規定に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者がデジタル金券等を違法若しくは不正に入手し、利用した場合又はそのおそれがある場合
- (5) キャンペーン等によって付与される特典を不正に得る目的で、同一の利用者が2つ以上の利用システム又はカードを利用した場合

ただし、定額カードを利用した場合は、この限りではない。

(6) デジタル金券等の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 市は、使用者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認するために、市が必要と判断する確認を行うものとする。この場合において、当該確認が完了するまで、デジタル金券等の発行又は特定取引の全部又は一部を停止し、又は中止することができるものとする。

3 市及び加盟店は、第1項又は前項の規定に基づき実施した措置により使用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(業務の委託)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、この事業の一部又は全部を委託することができる。

(免責事項)

第20条 災害、盗難、紛失その他事故により使用者に損害が生じることがあっても、市

は、その責を負わないものとする。

(その他)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。